



看護師と交替制勤務 Nurses and Shift Work

ICNの所信 :

国際看護師協会（ICN）は、看護サービスの多くが24時間体制で利用可能でなければならないため、交替制勤務が必要であることを認識している。同時にICNは、交替制勤務が、個人の健康、職務能力、直接的な支援グループおよびケアの継続性に対して悪い影響をおよぼす可能性があり、それ故に提供されるサービスが影響を受けることをとても懸念している。

ICNは、全ての看護師の職場で利用されている勤務表システムが、以下のものと同じ様に、労働衛生との密接な関係を十分に考慮したものでなければならないと考える。

- 患者のニーズ
- 患者/地域社会のニーズを満たし、患者の安全を守るために必要な看護師の数と技術の集約
- 看護師の個人的なニーズ
- 労働者の安全性
- 法律/労働協約の規約

ICNは、（看護師が参加して）評価を行うためにも、少なくとも6ヶ月間を基準にした新しい交替パターンの試用を促進する。看護師は、方針決定に対して十分に情報を得た上で貢献できるよう、適用されている様々な勤務表システムが、専門職業上および労働上の衛生と密接な関係があることを認識しなくてはならない。

国際看護師協会は、以下のこと尽力する :

- 交替制勤務（分割勤務を含める）の管理の傾向を確認すること。
- 教育およびオリエンテーションプログラムに交替制勤務の影響と交替制勤務に対処するための方法を含めるために、会員である看護師協会に情報を周知すること。
- 交替制勤務に関連のある職業上の危険についての認知度を高めること。
- 公平な勤務表システムへの取り決めに備えるために、各国看護師協会（NNA's）を支援すること。

各国看護師協会は、交替制勤務や最良の実践管理に関する情報を周知する必要がある。さらに、NNA'sは交替制勤務の看護師のために、適切な労働条件を強く推奨または交渉する必要がある。それは、例えば以下のことである：

- 休憩時間、交替時間およびローテーションの順序を考慮した交替計画。
- 十分な看護スタッフ数とスキルミックス。

- 労働衛生サービスが利用可能であること。
- ストレスを軽減するプログラム。
- 繙続教育の受講が可能であること。
- 適応した保育施設が利用可能であること。
- 安全な通勤手段。
- 溫かい食事がとれること。
- 更衣室（ロッカールーム）。
- 差別的な習慣に対する保護。

背景：

看護ケアの本質はまさしく、交替制勤務のみによって維持可能な24時間体制で提供されるサービスにあると思われる。この雇用パターンは看護師に、身体的、感情的および社会的な適応を求めていると知られている。

交替制勤務は看護師に対し、勤務スケジュールとその他の勤務手当に、ある程度の融通性をもたらすかもしれないが、一方でしばしば、複雑な環境と厳しい人間関係の中でサービスを提供する看護師にとって、さらなる困難をもたらすこともある。準夜勤および夜勤は往々にしてスタッフ不足（少ない従業員であると共に、より低い等級職が混ざっていることが頻繁）であり、看護師は、安全な通勤手段や、温かい食事といった根本的な慰安を入手することが難しい。交替制勤務のストレスは欠勤率とスタッフの退職率を高めるため、看護ケアの質に影響をおよぼすことがわかっている。

交替制勤務は、精神衛生と職務遂行への満足度を低めることに加えて、睡眠障害、消化不良、疲労およびアルコール摂取と関連がある。交替制勤務の看護師は、固定シフト制の労働者と比較して、病気欠勤日が多いことと、その欠勤理由がより深刻なものであるということがわかった。

交替勤務報酬は、看護師が直面する労働衛生上の危険には対応していない。雇用者には、以下のように、交替制勤務による有害な影響を減らす措置の導入を義務づけるべきである。：

- 個人に合わせたタイム・スケジュールであること。
- 1週間当たりの準夜勤および夜勤の時間を減らすこと。
- 目的の勤務表を開発するためのコンピューター・プログラム。

様々な交替パターンの看護師の配置によって、やがて所定の病棟/サービスにおける特定の目的数によるスタッフ配置レベルが決まってくる。それ故に、配置された看護チームは、確実な評価とスキル・ミックスを提供するであろう。このコンビネーションは必ず、提供される質のケアにも影響をおよぼすであろう。勤務表はまた、交替制勤務のスタッフの身体的および精神的疲労の度合いにも影響を与えるであろう。

1995年採択

2007年改訂

関連ICN所信声明 :

- 看護職員に対する虐待および暴力
- 看護師の労働安全衛生
- 看護師の社会経済福祉
- 保健医療職の人的資源開発

関連ICN出版物 :

- “看護師のための労働安全管理プログラム”、ジュネーブ、ICN、2007年
- “Guidelines: Law and the Workplace”、ジュネーブ、ICN、2004年

2007年 (社) 日本看護協会訳

- * 文書中の「看護師」とは、原文では *nurse(s)* であり、訳文では表記の煩雑さを避けるために「看護師」という訳語を当てるが、免許を有する看護職すべてを含むものとする。
- * ICN 所信声明の著作権は、国際看護師協会(ICN)にあり、ICN の許可のもとに、(社)日本看護協会が日本語訳を作成しました。許可の無い商業目的での使用を禁止します。